入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部のＨ28高洲第一他１団地アルミ製窓建具改修工事に係る掲示に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

１　掲示日　平成28年７月７日（木）

２　発注者

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　　岡　雄一

３　工事概要

(1)　工 事 名　Ｈ28高洲第一他１団地アルミ製窓建具改修工事
(2)　工事場所　①高洲第一団地：千葉県千葉市美浜区高洲２丁目他
　　②高洲第二団地：千葉県千葉市美浜区高洲１丁目
(3)　建物概要　①高洲第一団地：11階建２棟　計411戸
　　②高洲第二団地：11階建２棟　計240戸
(4)　工事内容　設計図面及び現場説明書のとおり
　　（交付方法については、掲示文７（1）を参照）
(5)　工　　期　平成28年9月中旬～平成29年2月下旬（予定）
(6)　工事の実態形態

①　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の受付の際に「企業の技術力」及び「施工計画」等に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

③　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

(7)　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、東日本賃貸住宅本部長の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできますので、申請書提出までに下記７の首都圏入札チームへ「紙入札方式参加承諾願」を提出してください。）

４　競争参加資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
(2)　当機構東日本地区における平成27･28年度の一般競争参加資格について、

「保全建築」の認定を受けていること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東日本賃貸住宅本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により保全建築の再認定を受けていること。)

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から３に示した工事（以下「本工事」という。）の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(5)　工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

(6)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(7)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。(詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)

(8)　当東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

(9)　総合評価に係る「施工計画」が適正であり、不備なく記載されていること。

(10) 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内のいずれかに、「保全建築」に対応する工事種別(建築一式工事)についての建設業許可を受けた本店、支店若しくは営業所があること、又は東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内のいずれかにおいて平成18年度以降に当機構（住まいセンター及び住宅管理センターを含む)発注の鋼製窓建具アルミ化工事又は、アルミ製窓建具改修工事の元請けとしての施工実績を有する者であること。

(11) 平成18年度以降に、同種の修繕工事の元請けとしての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る)。

なお、同種の修繕工事とは、次のことを満たす工事とする。

居住中の共同住宅(単身向け、社宅及びリゾートマンション等を除く)の鋼製窓建具アルミ化工事（かぶせ方式）又は、アルミ製窓建具改修工事（かぶせ方式又は、リプレイス工法)で請負金額が１件50,000千円以上、かつ、

建設業法に定める建具、防水及びガラスの3工種を含む工事であること。

※共同住宅とは、ＲＣ造、ＳＲＣ造又はＳ造の建物とする。

※鋼製窓建具アルミ化工事又は、アルミ製窓建具改修工事以外の工事（外壁修繕工事や住宅内部の改修工事など）を含む工事請負契約の場合、鋼製窓建具アルミ化工事又は、アルミ製窓建具改修工事にかかる工事費が50,000千円以上とする。

(12) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に~~専任で~~配置できること。ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

① 一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

② 平成18年度から掲示日の前日までの期間に、上記①の有資格者として、上記（11）に掲げる同種工事の経験を有する者であること。ただし、次のa及びbに掲げる基準を全て満たさない場合は、「同種工事」の経験とはみなさない。

a 対象工事の契約時点で上記①の資格を有していること。

b 対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

(13) 平成26年4月1日以降に当機構が東日本地区で発注した工事種別「保全建築」において調査基準価格を下回った価格をもって保全工事を契約し、工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）で、当機構が発注した工事種別「保全建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、調査基準価格を下回った価格で保全工事を契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(14) 低入札価格調査対象となった場合には、主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を1名以上追加配置できること。

なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

(15) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

5　設計業務等の受託者等

(1)　４(6)の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

有限会社窓建築事務所（所在地：東京都世田谷区）

(2)　４(6)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

①　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6　総合評価に関する事項

(1)　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、別紙２「評価項目、評価基準及び得点配分等について（H28高洲第一他１団地アルミ製窓建具改修工事)」のとおりとする。

(2)　総合評価の方法

(1)の入札の評価に関する基準に示す評価項目の取組み等が適切又は一般的なものには標準点100点を与え、さらに優れた取組み等に(1)により加算点（最大20点）を与える。

評価値＝（標準点＋加算点）/入札価格

(3)　落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者の実績」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(4)　提案項目の評価

提案項目の評価については、「評価する（加点)」、「評価せず（加点しない・実施判断は請負者による)」、「不適切（実施不可)」に区分し、入札前に通知することとする。

(5)　評価した提案が実施されない場合

落札者の提示した「施工計画」のうち、「評価する」とした項目については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに別紙３「施工計画（及び技術提案）の履行に係る覚書」を締結する。

また、「評価する」とした項目について、履行状況から受注者の責によ

り実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

7　担当支社等

〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札チーム　電話03-5323-4322

8　競争参加資格の確認

(1)　本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、本部長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(15)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

（一般競争参加資格の申請）

提出期間：　平成28年7月7日（木）から平成28年7月14日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

問合先　：総務部首都圏入札チーム　電話　03-5323-4322

（申請書及び資料の提出期間等）

①申請書（別記様式1）の提出方法、期間及び場所

提出方法：　申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、本部長の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間：　平成28年7月7日（木）から平成28年7月22日（金）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで

提出場所：　電子入札システムによる場合は、上記7に同じ。
紙入札による場合は、原本を次に提出する。
〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
新宿ｱｲﾗﾝﾄﾞﾀﾜｰ18階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
ストック設計部　ストック設計第1グループ
電話03-5323-2254

②資料（別記様式２～５及び関連資料）の提出方法、期間及び場所

提出方法：　電子入札システムにおいて申請書を提出後、資料は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。（電子入札システムによる場合も持参するものとする。）

提出期間：上記①と同じ。

提出場所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
新宿ｱｲﾗﾝﾄﾞﾀﾜｰ18階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
ストック設計部　ストック設計第１グループ
電話03-5323-2254

(2)　申請書は、別記様式１により作成すること。

(3)　資料は、別紙１「書類作成の手引き」を参考に、次に従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成18年度以降に工事が完成し、平成28年７月７日時点で引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

①　施工実績

４(11)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式２に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は１件でよい。

②　配置予定の技術者

４(12)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の経験を別記様式３に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③　企業の技術力、予定配置技術者及び施工計画

別紙２に掲げる「企業の技術力」「予定配置技術者」「施工計画」を別記様式４－１、４－２により提出すること。

また、「企業の技術力」及び「予定配置技術者」の実績について、工事成績評定点及び表彰実績等が証明できる資料の写しを提出すること。

④　契約書等の写し

①の同種の工事の施工実績として記載した工事が元請の実績である証明ができる書類（工事請負契約書の表紙、特定元方事業者の事業開始

報告書等）の写しを提出すること。また、併せて施工実績に記載した工事概要が確認できる図面等の写しを提出すること。ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS)」に登録されており、上記内容が確認できるもの（工事カルテ等）の写しを提出することをもって代えることができる。

なお、国・地方公共団体・公団・機構等公共機関以外から受注した工事については、併せて当該書類の原本を提示し受付者の確認を受けること。

②の同種の工事の経験として記載した工事の契約書及び工事内容が解る設計図書等の写しを提出すること。なお、国・地方公共団体・公団・機構等公共機関以外から受注した工事については、併せて当該書類の原本を提示し受付者の確認を受けること。

また、４(12)②ｂを証明できる書類及び監理技術者資格証明証の写し（表・裏）を提出すること。

なお、平成16年3月1日以降に資格者証の交付を受けた者は監理技術者講習修了証の写しを、平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって平成16年3月1日以降に監理技術者資格証明証の交付を受けた者は指定講習受講修了証の写しを併せて提出すること。

⑤　平成27・28年度競争参加資格認定通知書の写し

保全建築の認定を受けているものを提出すること。

⑥　建設業許可申請書の写し

⑦　施工マニュアル

別記様式５に記載されている項目について作成のこと。なお、自社マニュアルがあれば、これをもって代えられる。

⑧　経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し等

４(15）に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書（別記様式６）を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書

面とする。

・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し

・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

(4)　機構が配置予定技術者の専任制を確認し、問題がある事実が確認された場合、競争参加資格を認めない。

(5)　競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成28年８月９日（火）に、電子入札システムにて通知する。（紙により申請した場合は、紙にて郵送（発送）する。）

(6)　その他

①　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②　本部長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された申請書及び資料は、返却しない。

④　提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤　申請書及び資料に関する問い合わせ先

平成27・28年度の一般競争参加資格及び(1)及び(5)に関して

・・・７に同じ。

(1)、(2)、(3)及び(4)に関して・・・次のとおり。

〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

ストック設計部　ストック設計第１グループ　電話03-5323-2254

⑥　電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書を提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

9　苦情申立て

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、本部長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

①　提出期限：　平成28年８月18日（木）午後４時

②　提出場所：　７に同じ。

③　提出方法：　電子入札システムにより提出するものとする。ただし、本部長の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。

(2)　本部長は、説明を求められたときは、平成28年８月25日（木）までに説

明を求めた者に対し電子入札システム（紙による説明要求の場合は、紙）により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3)　本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4)　本部長は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する。

（紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）

10　再苦情申立て

(1)　９(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日（紙による場合は、説明に係る書面を受け取った日）から７日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次に従い、書面により、本部長に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

①　受付場所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
新宿ｱｲﾗﾝﾄﾞﾀﾜｰ 19 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部総務・法務チーム　　電話 03-5323-2555

②　受付時間：　土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで

(2)　本部長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。

(3)　本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後７日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。

(4)　本部長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

(5)　再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

(1)①に同じ。

11　入札説明書に対する質問

(1)　この入札説明書（設計図書、現場説明書等を含む。)に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。

①　提出期間：　平成28年７月25日（月）から平成28年８月９日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時

（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで

② 提出場所： 上記７に同じ。

③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、質問書を持参し、次の場所に提出するものとする。

〒163-1382
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号新宿ｱｲﾗﾝﾄﾞﾀﾜｰ18階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
ストック設計部　ストック設計第１グループ
電話03-5323-2254

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより閲覧に供するが、紙により質問書を提出した者の回答及び機構からの補足訂正事項等がある場合もあるので、電子入札にて提出した者も必ず上記(1)③の提出場所にて閲覧すること。

閲覧期間： 平成28年８月18日（木）から平成28年８月29日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで

12 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札の日時及び入札書の提出方法

入札日時： 平成28年８月30日（火）午前10時から正午まで

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記７（2）に持参すること。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

(2) 開札の日時及び場所

日　　時： 平成28年８月31日（水）午前11時（予定）

場　　所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号新宿ｱｲﾗﾝﾄﾞﾀﾜｰ19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部入札室

13 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、紙により独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部首都圏入札チームに持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

また、書面により持参する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページ（http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/index.html）に公開している「入札書（電子入札用）」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の３桁の数字を必ず記入すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に

記載すること。

(3)　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札で落札者がないときは、直ちに又は別に日時を定めて、２回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は、原則として２回を限度とする。

(4)　当該工事において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

14　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金　免除

(2)　契約保証金　請負代金額の10分の１以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の３以上とする。

15　工事費内訳書の提出

(1)　第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書は電子入札システムにより提出することとし、入札書に工事費内訳書ファイルを添付し、同時送付すること。なお、紙により持参する場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて持参すること。

(2)　工事費内訳書の様式は自由であるが、別に示す記載方法を参考にして、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者（又は代理人）印を押印すること。）を作成すること。

(3)　次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

①未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

イ　内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ　内訳書とは無関係な書類である場合

ハ　他の工事の内訳書である場合

ニ　白紙である場合

ホ　内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）

ヘ　内訳書が特定できない場合

ト　他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

②記載すべき事項が欠けている場合

イ　内訳の記載が全くない場合

ロ　入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

③添付すべきではない書類が添付されていた場合

イ　他の工事の内訳書が添付されていた場合

④記載すべき事項に誤りがある場合

イ　発注者名に誤りがある場合

ロ　発注案件名に誤りがある場合

ハ　提出業者名に誤りがある場合

ニ　内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤その他未提出又は不備がある場合

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

16　開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。(電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち合いは不要。)

紙による入札参加者が１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意志の有無を直ちに明らかにすること。

17　入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本部長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

18　落札者の決定方法

落札者の決定方法は、６(3)によるが、６(3)のただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を別紙４確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

19　支払条件　前金払50％以内、中間前金払又は部分払（どちらか一方を選択）及び完成払。ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、

工事請負契約第34条第1項中「10分の5」を「10分の2」に、第5項中「10分の5」を「10分の2」に、「10分の7」を「10分の4」に、第6項中「10分の6」を「10分の3」に、「10分の7」を「10分の4」に読み替えるものとする。

20　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　　無

21　その他

(1)　入札参加者は、機構ホームページ（http://www.ur-net.go.jp/）の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得（電子入札用の入札心得を含む。）及び契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。

(2)　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3)　落札者は、8(3)の資料に記載した配置予定の技術者を本工事の現場に配置すること。なお、配置予定の技術者の変更は、原則として認めない。

(4)　当機構が取得した文書（例：競争参加資格確認申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

(5)　電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、９時１５分から１７時４０分まで稼動している。

　システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。

(6)　システム操作マニュアルは、ＵＲ都市機構　入札・契約情報　電子入札のホームページに公開している。

(7)　障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

　電子入札システムヘルプデスク　℡03-5606-1752

　電子入札ホームページ　http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/

・ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先

　ＩＣカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること

　ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。

　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

　総務部首都圏入札チーム　電話03-5323-4322

(8)　入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(9)　第１回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。

(10)　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務･事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

1)公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2)公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

3)当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4)公表日

契約締結日の翌日から起算して７２日以内

（11）当入札説明書の別記様式及び別添資料については、交付資料（ＦＡＸ申込）を発送する際にＣＤデータ化したものを同封する。

以　上

別紙１

書類作成の手引き

「H28 高洲第一他１団地アルミ製窓建具改修工事」に係る競争参加資格の確認について提出する書類は、この手引きに基づいて作成、提出してください。

１　申請書の提出について

(1) 提出期間

平成 28 年 7 月 7 日（木）から平成 28 年 7 月 22 日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前 10 時から正午及び午後１時から午後４時まで。（持参する場合は、提出日時を 2 営業日前までに連絡のうえ、内容を説明できる方が持参してください。）

(2) 提出方法、場所及び問い合わせ先

・別記様式１（電子データ）

申請日の記入、社判等の押印をした上、カラースキャナーで読み込み PDF 形式としたものを電子入札システムにて提出してください。

・別記様式１（原本）、2～5

下記３　申請書のセット方法により作成した書類を以下まで持参してください。

東京都新宿区西新宿六丁目 5 番１号　新宿アイランドタワー18 階

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部

ストック設計部　ストック設計第１グループ　電話 03-5323-2254

(3) 提出部数

申請書１部

(4) その他

・資料を提出した確認が必要な場合には、別記様式１の写しに機構受付印を押して返却しますので、持参時に別記様式１の写しを用意し、その旨申し出てください。

・発注者の承諾を得て、紙入札とする場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392 円）の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出してください。

・書類作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。

２　申請書の提出書類

（1）競争参加資格確認申請書　別記様式１

①　建設業許可申請書（写し）

②　平成 27・28 年度の競争参加資格認定通知書（写し）

（2）同種工事の施工実績　別記様式２

①　同種工事の施工実績が確認できる書類

イ　契約書・設計図書の一部等（写し）

ロ　又はイが確認できるＣＯＲＩＮＳによる工事実績データ（写し）

（3）配置予定技術者の資格・施工実績　別記様式３

①　一級○○士、一級○○施工管理技士、技術士（○○○）

○○技士、建築設備士等の免許証又は合格証明書等（写し）

②　監理技術者資格者証（表・裏の写し）、監理技術者講習修了証（写し）

③　同種工事の施工実績及び従事役職が確認できる書類

イ　契約書・設計図書の一部等（写し）

ロ　現場代理人届、主任（監理）技術者届（写し）

ハ　又はイ及びロが確認できるＣＯＲＩＮＳによる工事実績データ（写し）

④　雇用関係を証明する書類(イまたはロ)

イ　健康保険証、雇用保険証等（写し）

ロ　在籍証明書

（４）総合評価に関する事項　別記様式４-１　別記様式４-２

（本様式に関しては、電子データ等（Word2010 形式以下のもの、Excel2010 形式以下のもの、文字１０ポイント以上、ＣＤ－ＲＯＭに保存）も合わせ提出すること）

①「評価項目、評価基準及び得点配分等について」における、工事成績評定通知書（写し）

②「評価項目、評価基準及び得点配分等について」における、表彰実績（感謝状等贈呈を含む)又は表彰者としての通知が確認できる書類（写し）

③　当該事業所のＩＳＯの登録証（写し）

（５）施工マニュアルに関する書類　別記様式５

（６）社会保険加入に関する事項

①保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写し）

②必要に応じ、以下の書類を提出すること

・入札説明書８（３）⑧に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面　別記様式６

注１）　同種工事の施工実績及び技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書の一部及び免許証、資格証等の書類を提出すること。(いずれも写し)

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ)」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、設計図書を省略できる。（ＣＯＲＩＮＳ登録内容の写しを提出すること。）

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。(※民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがある。)

注２）　添付資料も含め、書類はすべてＡ４サイズで作成すること。なお、提出する工事概要・工事内容等が確認できる設計図書の一部（写し）については、Ａ３版に縮小しＡ４版に折り込むこと。工事件名等の文字が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分を拡大コピー等した図面を添付すること（工事名称及び発注機関等も確認できる様にコピーすること）

注３）　ＣＯＲＩＮＳ登録がされている場合でも監理技術者資格者証の有効期限を確認するため、資格者証の写しは、必ず添付すること。

注４）　配置予定技術者に係る同種の工事の施工実績において、従事役職〔現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者〕の証明書類は必ず提出すること。〔ＣＯＲＩＮＳ登録の写し又は現場代理人届の写し・主任技術者届の写し・監理技術者届の写し又はこれらと同等の証明書類など。〕

注５）　配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することも出来る。(ただし、配置予定の技術者ごとに予定配置技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定技術者に係る評価点とする。)

また、同一の予定者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することが出来なくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置する事が出来ないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

注６）　同種工事の施工実績と配置予定技術者の施工実績を確認する工事が同一の場合は、工事請負契約書及び図面等は省略することができる。

３　セット方法

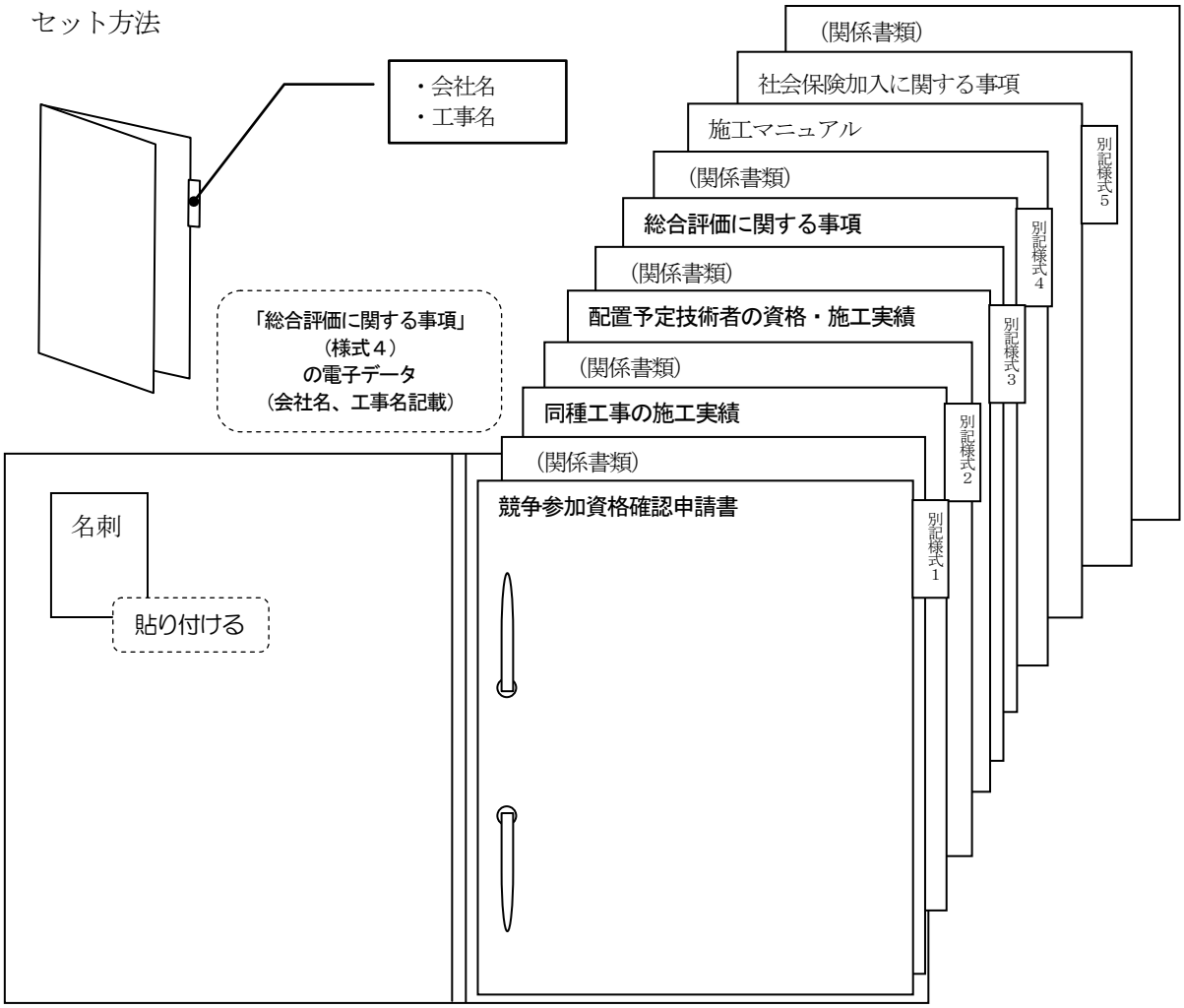

（コクヨＡ４－ＩＦ等のＡ４サイズ個別フォルダ）

○別記様式１～５（若しくは、１～６）の順に綴じること。
○Ａ４版ファイル（左側２穴）に綴じ、インデックスに工事名及び会社名を記入する。
○設計図書：Ａ３版に縮小し、Ａ４版に折り込む。同種工事の確認部分に赤字でマーク。
○各様式の最初のページにインデックスをつける。
○ファイルの裏表紙に名刺を貼りつける。

以　上

別紙２

評価項目、評価基準及び得点配分等について

工事件名：H28 高洲第一他１団地アルミ製窓建具改修工事

分類	評価項目	評価基準	配点
企業の技術力	過去３ヶ年度（※１）の機構（※２）の同種工事（※３）における工事成績評定点の平均点	70 点以上	2 点
		65 点以上 70 点未満	1 点
		65 点未満・実績なし	0 点
	過去５ヶ年度（※１）の機構及び公共共同住宅（※４）の同種工事（※３）の優秀工事施工業者表彰の有無又は過去２年間の機構のその他の表彰（※５）	表彰の実績あり	1 点
		表彰の実績なし	0 点
	品質マネジメントシステムの取得状況	ＩＳＯ９００１の認証を取得済み	1 点
		認証を未取得	0 点
	環境マネジメントシステムの取得状況	ＩＳＯ１４００１又はエコアクション 21 の認証を取得済み	1 点
		認証を未取得	0 点
予定配置技術者（※６）	過去３ヶ年度の機構の同種工事における工事成績評定点の平均点	70 点以上	2 点
		65 点以上 70 点未満	1 点
		65 点未満・実績なし	0 点
	過去５ヶ年度（※１）の機構及び公共共同住宅（※４）の同種工事（※３）の優秀工事施工業者表彰等の有無	表彰の実績あり	1 点
		表彰の実績なし	0 点
施工計画	品質確保に関する取組	標準を超える具体的・効果的な取組（４項目まで）	1 点 × 4
	環境配慮に関する取組	標準を超える具体的・効果的な取組（４項目まで）	1 点 × 4
	居住者配慮（ＣＳ向上）に関する取組	標準を超える具体的・効果的な取組（４項目まで）	1 点 × 4
計			20 点

※1　過去 3（5）ヶ年度とは、当該工事公示日の過去 3（5）ヶ年度に契約工期が終了（工期末）した工事とする。（平成 28 年度が公示日であれば、平成 27～25（23）年度工期末工事が対象）（通知されていないものを除く）
※2　住まいセンター・住宅管理センターにおいて（株）ＵＲコミュニティ・（財）住宅管理協会が発注手続きを行った工事を含む。
※3　本表における同種工事とは、保全工事のうち、競争参加資格における＜保全建築＞のことをいう。
※4　公営、公社等のＲＣ造及びＳＲＣ造の共同住宅をいう。
※5　元請けの主任（監理）技術者として携わったもの
※6　機構のその他の表彰とは、『機構の街づくり等事業貢献者への表彰』を指し、過去 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日から掲示日まで）を対象とし、支社等及び部門を問わない。

別紙３

施工計画（及び技術提案）の履行に係る覚書（案）

都市再生機構を発注者とし、　　を受注者として、平成　年　月　日締結した工事（以下「工事」という。）の入札説明書に規定する総合評価方式の施工計画・技術提案の履行に関し、発注者及び受注者は、次に掲げる事項について、覚書を交換する。

１　発注者が評価した施工計画・技術提案は別紙（様式１）のとおりとする。

２　発注者は、周辺の状況の変化等により、施工計画・技術提案の全部又は一部について、実施することが不適切と判断した場合は、受注者に文書による通知（様式２）の上、当該技術提案の実施を中止又は停止することができるものとする。その場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、中止又は停止に伴い、受注者に損害が発生した場合の費用は発注者の負担とする。

３　受注者は、工事の着工に先立ち、施工計画・技術提案に関して具体の施工方法及び履行の確認方法並びに時期等を明示した施工計画書（チェックシート（様式３）含む）を発注者の監督員に提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微なものは、監督員と協議の上、その一部を省略することができるものとする。

４　受注者は、現場や周辺状況等受注者の責によらない理由により施工計画・技術提案を履行できない場合を除き、施工計画・技術提案について上記施工計画書に基づき確実に実施するものとし、発注者は、上記施工計画書に基づきその履行を確認するものとする。

５　受注者の責によらない理由により、施工計画書に基づき施工計画・技術提案の内容を実施できない状況となった場合又は施工計画書に記載された内容（数量又は実施範囲等）のとおり実施できない場合は、その理由等を発注者の監督員に書面（様式４）及び内容を修正した施工計画書を提出し、承諾を得るものとする。発注者は判断の結果を書面（様式５）により提出するものとする。

６　発注者は、受注者が上記５の手続きを行わずに施工計画書に基づく施工計画・技術提案の内容を実施しなかった場合は、１項目につき５点、また、未実施についての発注者による指摘後、受注者が施工計画書に基づき施工計画・技術提案の内容を実施した場合は、１項目につき１点、工事成績評定点を減ずることとし、項目数に関わらず最大２０点を減ずることができるものとする。

7　発注者は、受注者が上記５の手続きを行わずに工事目的物本体の一部となっている技術提案（タイプＣ、タイプＤ）の内容を実施しなかった場合は、当該請負契約の債務不履行として、その内容に応じ工事の契約解除及び契約解除に伴う損害賠償請求を行うことができるものとする。

8　受注者が施工計画・技術提案を実施しないことが工事目的物の瑕疵に該当する場合、甲は工事請負契約書に基づき、瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害賠償を請求できるものとし、工事成績評定においては、上記６とは別に減点できるものとする。

この覚書交換の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者

住所

氏名　　印

受注者

住所

氏名　　印

以　上

（様式１）

別紙

「施工計画」（及び「技術提案」）において機構が評価した項目

工事件名：〇〇団地外壁修繕工事

受注者：〇〇建設

評価項目	評価した内容
品質確保に関する取組	・～～～を実施
	・～～～を実施
環境配慮に関する取組	・～～～を実施
	・～～～を実施
	・～～～を実施

以　上

（様式２）

平成〇年〇月〇日

株式会社〇〇
　支店長〇〇〇〇殿

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　〇〇　〇〇

当機構が評価した「施工計画」（及び「技術提案」）の中止（又は停止）について（通知）

施工計画・技術提案の履行に係る覚書２に基づき、以下の提案について履行を中止（又は停止）するよう通知します。

速やかに、以下の提案について履行の中止（又は停止）を行い、その状況について監督員の確認を受けてください。本通知にもかかわらず履行を中止（又は停止）しない場合は、工事成績評定における減点対象となります。

なお、当該提案の中止（又は停止）については、当機構の判断によるものであり、当該提案の中止（又は停止）に基づく請負代金の減額変更は行いません。

工事件名：〇〇団地外壁修繕工事

評価項目	中止（又は停止）の理由
品質の確保に関する取組 ・～～～を実施	近隣住民からの中止要望が当機構に提出されており、当機構としても履行を続けることが適切ではないと判断したため
環境の配慮に関する取組 ・～～～を実施	（社会情勢等により）当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため
・～～～を実施	法令の変更により〇〇の使用ができなくなったため

以　上

（様式３）

総括監督員（氏名）　　印
監督員（氏名）　　印
検査員（氏名）　　印

施工計画に係る実施状況の確認書（ﾁｪｯｸﾘｽﾄ）

工事件名：〇〇団地外壁修繕工事
受注者：〇〇建設（株）

評価項目	評価した内容	実施確認予定時期	機構記入欄 監督員 実施確認	監督員 未実施の指摘	総括監督員確認	成績評定減点	実施状況の考察 一部実施されるが、施工計画書に基づく全数実施されず
品質確保に関する取組	・～～～を実施	年/月頃	未実施 印	年/月/日 印	未実施 印	▲5	施工計画書とは別の・・・による方法により実施されていた。
	・～～～を実施	年/月頃	未実施 印	年/月/日 印	未実施 印	▲5	未実施の指摘に基づき、～～～が実施された。
環境配慮に関する取組	・～～～を実施	年/月頃	年/月/日 印	年/月/日 印	年/月/日 印	▲1	
	・～～～を実施	年/月頃	年/月/日 印	なし	年/月/日 印	0	
	・～～～を実施	年/月頃	実施不可 文書提出	―	―	0	
						合計▲11	

※1　未実施の指摘については、別途文書により受注者に指示するものとする。
※2　未実施（一部実施の場合も含む）の場合は 5 点減点、指摘後実施の場合は 1 点減点とし、最大 20 点減点

以　上

（様式４）
平成〇年〇月〇日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　〇〇 〇〇殿

株式会社〇〇
支店長〇〇〇〇

機構により評価された「施工計画」（及び「技術提案」）の中止（又は停止）について（依頼）

施工計画・技術提案の履行に係る覚書５に基づき、以下の提案について履行の中止（又は停止、若しくは内容変更）を依頼します。

工事件名：〇〇団地外壁修繕工事

評価項目	中止（又は停止）の理由
品質確保に関する取組 ・～～～を実施	近隣住民からの中止要望が当社にあり、工事を円滑に進めるためには、履行を続けることが適切ではないと判断したため
環境配慮に関する取組 ・～～～を実施	（社会情勢等により）当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため
・～～～を実施	～～～により、施工計画書の数量とおり、～～～を実施できないため 変更後の施工計画書は別添のとおり

（添付書類）
施工計画書　一式

以　上

（様式５）

平成〇年〇月〇日

株式会社〇〇
　支店長〇〇〇〇殿

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　〇〇　〇〇

「施工計画」（及び「技術提案」）の中止（又は停止）依頼について（回答）

平成〇年〇月〇日付で依頼いただきました「機構により評価された「施工計画」（及び「技術提案」）の中止（又は停止）について（依頼）」について以下のとおり回答いたします。

なお、当該提案の中止（又は停止）については、当機構としても適当であると判断できることから、当該提案の中止（又は停止）に基づく減額変更は行いませんが、提案履行の中止（又は停止）依頼を承諾しない項目について、貴社の判断で中止（又は停止）した場合は、工事成績評定における減点対象となります。

工事件名：〇〇団地外壁修繕工事

評価項目	中止（又は停止）の理由	回答	回答の理由
品質確保に関する取組 ・～～～を実施	近隣住民からの中止要望が当社にあり、工事を円滑に進めるためには、履行を続けることが適切ではないと判断したため	承諾	中止（又は停止）の理由を適当と判断できるため
環境配慮に関する取組 ・～～～を実施	（社会情勢等により）当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため	承諾せず	中止（又は停止）の理由を〇〇により適当とは判断できないため
・～～～を実施	～～～により、施工計画書の数量とおり、～～～を実施できないため	承諾	施工計画書の内容変更を〇〇により適当と判断できるため

以　上

別紙４

確　認　書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と○○○○○○○（以下「受注者」という。）は、下記１の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第１　確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記２の「低入札価格調査による確認事項」（別紙のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者、受注者確認する。

第２　確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第３　工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

１　契約対象工事名　：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　低入札価格調査による確認事項　（別紙）

平成○○年○○月○○日

発注者　　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　　○○　○○　㊞

受注者　　社名
代表取締役　　○○　○○　㊞

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1　○○○に関すること。

①　△▽▲▼
②　◇◆◇◆
③　・・・・

2　◎◎◎に関すること。

①　△▽▲▼
②　◇◆◇◆
③　・・・・

3　※※※に関すること。

以　上

別記様式１

競争参加資格確認申請書

平成28年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
本部長　　岡　雄一　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
連絡者　担当者名
電話・ＦＡＸ

平成28年７月７日付けで掲示のありました「**Ｈ28高洲第一他１団地アルミ製窓建具改修工事**」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書８（３）①に定める施工実績を記載した書面【別記様式２】
２　入札説明書８（３）②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面【別記様式３】
３　入札説明書８（３）③に定める総合評価に関する事項を記載した書面【別記様式４－１、４－２】
４　入札説明書８（３）④に定める契約書の写し
５　入札説明書８（３）⑤に定める平成 27・28 年度建設工事競争参加資格認定通知書の写し(保全建築の認定を受けているもの)
６　入札説明書８（３）⑥に定める建設業許可申請書の写し
７　入札説明書８（３）⑦に定める施工マニュアル【様式自由】
８　保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書
９　入札説明書８（３）⑧に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面

注）返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出すること。※紙入札で参加する場合には必要となります。（電子入札で参加する場合は必要ありません。）

別記様式２

平成 28 年　　月　　日

同種工事の施工実績

会社名：

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="3">施工実績事例</th></tr>
<tr><td rowspan="6">工事名称等</td><td>工事名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>発注機関名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>施工場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>契約金額</td><td colspan="3">総額　　円（出資比率　　％　　百万円）</td></tr>
<tr><td>工期</td><td colspan="3">平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>受注形態</td><td colspan="3">（１）単独、　（２）共同企業体（出資比率　　％）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">工事対象建物概要</td><td>構造・階数</td><td colspan="3">（１）ＲＣ造　（２）ＳＲＣ造　（３）その他（　造）　　階建</td></tr>
<tr><td>棟数・戸数</td><td>棟　　戸
（複数棟の場合、棟別記載）</td><td>住宅種別</td><td>（１）賃貸住宅
（２）分譲住宅</td></tr>
<tr><td>延べ面積</td><td>㎡</td><td>入居状況</td><td>居住中</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">工事概要等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">CORINS への登録
（当該事項を○で囲む）</td><td colspan="3">有　・　無
（CORINS 登録番号：○○○－○○○－○○○）</td></tr>
</table>

（注１）施工実績は、入札説明書記４(11)に示す同種工事について記載すること。

（注２）工事名称等及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部（写し）等を添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事名称、工事内容、工事規模等が確認できる部分に、赤字でマークすること。なお、CORINS に登録済の場合は、登録されている内容が確認できるもの(工事カルテ等)の写しを添付することをもって代えることができる。

（注３）工事概要等の欄は、工事内容、工種、施工方法、数量等を記載すること。

（注４）様式の最初のページには、インデックスを付けること。

（注５）工事の中に同種工事の物が含まれている場合は、内訳書等、同種工事の割合が確認できるものを添付すること。

別記様式３

平成 28 年　月　　日

配置予定技術者の資格・従事状況

	会社名（建設業許可番号）:				
氏名・職制	ふりがな 氏名　: （生年月日：昭和・平成　　年（１９　　年）　　月　　日）				
最終学歴	学科（専攻）昭和・平成　　年　　月卒業				
法令による免許	一級建築士	取得時期	昭和・平成　年　月　日		
		登録番号			
	一級建築施工管理技士	取得時期	昭和・平成　年　月　日		
		登録番号			
	指定建設業監理技術者	取得時期	昭和・平成　年　月　日		
		登録番号			
	監理技術者講習修了証	修了月日	昭和・平成　年　月　日		
		登録番号			
現在の従事状況　社内勤務の場合	勤務地		所属・役職		
	業務内容		在籍期間		
現在の従事状況　工事現場勤務の場合	工事名称				
	従事役職	（１）監理技術者（２）主任技術者（３）現場代理人			
	専任・兼任	（１）専任　（２）兼任			
	発注機関名				
	施工場所				
	工期	平成　年　月　日～平成　年　月　日			
	工事内容等				
同種工事の工事経験	工事名称				
	従事役職	（１）監理技術者　（２）主任技術者　（３）現場代理人 （４）その他			
	専任・兼任	（１）専任　（２）兼任			
	発注機関名				
	施工場所				
	工期	平成　年　月　日～平成　年　月　日			
	CORINS 登録	有（CORINS 登録番号：　－　－　）・無			
	工事概要等				
	構造・階数	（１）ＲＣ造　（２）ＳＲＣ造　（３）その他（　造）　　階建			
	棟数・戸数	棟　　戸 （複数棟の場合、棟別記載）	住宅種別	（１）賃貸住宅 （２）分譲住宅	
	延べ面積	㎡	入居状況	居住中	
	工事概要等				

（注１）配置予定技術者とは、専任となる主任技術者又は監理技術者をいう。
（注２）配置予定技術者の資格として、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等であれば、上記以外でも記入すること。
（注３）配置予定技術者の資格を証する書面の写し等を添付すること。
（注４）平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しを併せて提出すること。
（注５）工事概要・工事内容等が確認できる契約書・設計図書の一部（写し）等を添付すること。
　ただし、添付する設計図書の中で工事内容（構造・階数・棟数・戸数）が確認できる部分に、赤字でマークすること。なお、CORINS に登録済の場合は、登録されている内容が確認できるもの(工事カルテ等)の写しを添付することをもって代えることができる。
（注６）配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することもできる。（ただし、配置予定の技術者ごとに予定配置技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定技術者に係る評価点とする。）

別記様式 4-1

総合評価に関する資料

【「企業の技術力」、「予定配置技術者」に係る資料】

<table>
<tr><td rowspan="8">企業の技術力</td><td rowspan="4">①過去 3 ヵ年度（工期末が平成 25～27 年度）における機構（*1）の同種工事（*2）における工事成績評定点（*3）の平均点（３件を超える工事実績がある場合は、別途記入し提出すること。）</td><td>工事名</td><td>工　期</td><td>工事成績</td></tr>
<tr><td></td><td>～</td><td>点</td></tr>
<tr><td></td><td>～</td><td>点</td></tr>
<tr><td></td><td>～</td><td>点</td></tr>
<tr><td colspan="2">平均点</td><td>点</td></tr>
<tr><td>②過去５ヵ年度（工期末が平成 23～27 年度）における機構及び公共共同住宅の同種工事における優秀工事施工業者表彰の有無又は過去 2 年間の機構のその他の表彰（*4）</td><td colspan="3">①無し

②有り
・工事名
・請負金額
・工期　平成　年　月　日～平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>③品質マネジメントシステムの取組状況</td><td colspan="3">①ISO 9001 の認証を取得済

②ISO 9001 の認証を未取得</td></tr>
<tr><td>④環境マネジメントシステムの取組状況</td><td colspan="3">①ISO 14001 又はエコアクション 21 の認証を取得済

②ISO 14001 又はエコアクション 21 の認証を未取得</td></tr>
<tr><td rowspan="6">予定配置技術者</td><td rowspan="4">⑤過去３ヵ年度（工期末が平成 25～27 年度）の機構の同種工事における工事成績評定点の平均点</td><td>工事名</td><td>工　期</td><td>工事成績</td></tr>
<tr><td></td><td>～</td><td>点</td></tr>
<tr><td></td><td>～</td><td>点</td></tr>
<tr><td></td><td>～</td><td>点</td></tr>
<tr><td colspan="2">平均点</td><td>点</td></tr>
<tr><td>⑥過去５ヵ年度（工期末が平成 23～27 年度）の機構及び公共共同住宅の同種工事における優秀工事施工業者表彰の有無</td><td colspan="3">①無し

②有り
・工事名
・請負金額
・工期　平成　年　月　日～平成　年　月　日</td></tr>
</table>

＊1　住まいセンター・住宅管理センターにおいて（株）ＵＲコミュニティ・（財）住宅管理協会が発注手続きを行った工事を含む。

＊2　本表における同種工事とは、保全工事のうち、競争参加資格における〈保全建築〉のことをいう。

＊3　工事成績評定要領に基づき貴社に通知したもの。

＊4　機構のその他の表彰とは、『機構の街づくり等事業貢献者への表彰』を指し、過去２年間（平成 26 年４月１日から掲示日まで）を対象とし、支社等及び部門は問わない。

・②、⑥は優良工事表彰証の写し等、確認できる資料を添付すること。

・①は各工事の工事成績がわかる資料を添付すること。

・⑤は、工事成績がわかる資料及び当該工事に携わっていたことが確認できる資料（施工体制台帳等の写し）を添付すること。

・ＩＳＯ９００１及び１４００１の認証を取得済みの者は証明する資料を提出すること。

・予定配置技術者の欄については、複数の候補技術者を予定する場合は、候補技術者ごとに作成すること。

・建築工事のみについて記入すること。

別記様式 4-2

総合評価に関する事項

【「施工計画」に係る資料】

工事名　　H28 高洲第一他１団地アルミ製窓建具改修工事

申請者　　㈱◯◯建設

項目	主に求める取り組み	取組み記入欄（100 文字以内）
品質確保に関する取組（４項目まで）	以下における、標準を超える具体的・効果的な取組 ○品質確認方法、施工精度確保の取組 下地補修方法（ひび割れ・浮き・欠損箇所調査、コア抜き調査、エポキシ樹脂注入、欠け補修等）及び塗装工程（下地処理、仕上材塗り、シーリング等）における実施方法・数量等に関する取組 ○技術者の配置・自主検査の取組 監理技術者、作業員の配置・技術力向上への取組、主要工程における自主検査の取組 ○その他	①
		②
		③
		④
環境配慮に関する取組（４項目まで）	以下における、標準を超える具体的・効果的な取組 ○工事現場における安全管理に関する取組 ○作業員の健康管理に関する取組 ○騒音・振動・粉じん・臭気対策に関する取組 ○地球環境配慮（CO2 削減、リサイクル等）に関する取組 ○その他	①
		②
		③
		④
居住者配慮（ＣＳ向上）に関する取組（４項目まで）	以下における、標準を超える具体的・効果的な取組 ○居住者への情報提供、クレーム対応等の取組 ○安全対策、防犯対策等の取組 ○現場周辺美化等、イメージアップに関する取組 ○居住者負担軽減の取組 ○その他	①
		②
		③
		④

●記入上の注意事項
・目的、対象、頻度、取組み内容等を具体的に記入すること。（例：○○について、○回、○○をする。）
・具体性が読みとれないものは評価しない。
・100 文字以内で記入すること。100 文字を超過した取組は無効とする。
●評価する（加点する）取組
・良好な結果が期待できる、標準（※）を超える、具体的かつ合理的な取組
（※「標準」とは、設計図書（仕様書含む）に記載されているもの、法律で定められたもの、一般的なものをいう。）
・施工現場を把握した上での、現場状況に合致した取組
●評価しない（加点しない）取組
・履行の確認が、現場又は書面等で確認できない取組
・出来形を変更する取組
・「状況に応じて・・・」など、具体性を欠く取組、合理的ではない取組
・単に「社内基準・独自・ISO を用い、・・・」と記載され、当該基準等の内容が不明な取組
●その他留意点
・１欄に１要素のみを記載すること。また、１要素を２欄に重複して記載しないこと。
・参考資料、写真等を添付しても構わないが、最小限（Ａ４版１枚以内）に留めること。
・契約後の履行状況から、評価された取組のうち、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大２０点を減ずるものとする。
・未提出の場合は、競争資格がないものとする。（提案が無い場合は「提案なし」と記載すること。）

別記様式５

保全工事に係る施工マニュアル記載事項例

○様式は自由とし、Ⅰ・Ⅱの内容について概ね記載されているものとする。

Ⅰ．工事にあたっての留意事項について

１心構え、みだしなみ
２居住者又は、近隣に対する周知方法
３居住者又は、近隣に対する安全管理
４作業員に対する安全衛生管理
５緊急時の対応
６工事関係車両の走行及び駐車のマナー
７資材・機器の搬入及び搬出
８工事騒音や振動等に対する対策
９工事完了時の留意事項

Ⅱ．施工管理について

１工程管理
２品質管理
３社内検査体制

別記様式６

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
　本部長　岡　雄一　殿

住　所
商　号
代表者

適用除外誓約書

別紙の理由により、○○○○工事の競争入札に関し、当社は、○○保険法第○条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

（健康保険・厚生年金保険）

□従業員５人未満の個人事業所であるため。

□従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

平成○年○月○日、関係機関（○○年金事務所○○課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

□役員のみの法人であるため。

□使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

平成○年○月○日、関係機関（ハローワーク○○　○○課）に問い合わせを行い判断しました。